

短期大学認証評価要綱 新旧対照表

No.	新	旧
1	目次 (略)	目次 (略)
2	はじめに (略)	はじめに (略)
3	1. 一般財団法人大学・短期大学基準協会 (Japan Association for College Accreditation) が行う認証評価 (略)	1. 一般財団法人大学・短期大学基準協会 (Japan Association for College Accreditation) が行う認証評価 (略)
4	2. 目的と基本方針 (略)	2. 目的と基本方針 (略)
5	<p>3. 短期大学評価基準</p> <p>短期大学評価基準は、短期大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、短期大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、短期大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成しています。この4基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス」と定めています。</p> <p>4基準の下には、必要に応じてテーマ(A～D)を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分(1～6)として表しており、4基準の大きなくくりの下で、短期大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を示していくものとしています。短期大学が自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るという内部質保証については、基準Ⅰに重点評価項目として設定しています。また、自己点検・評価報告書により、学習成果を焦点として内部質保証がどのような状況(レベルⅠ～Ⅳ)にあるか、「内部質保証ルーブリック」を用いて、評価員及び評価校それぞれが判定できるようになっていま</p>	<p>3. 短期大学評価基準</p> <p>短期大学評価基準は、短期大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、短期大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、短期大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成しています。この4基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」と定めています。平成30年度からは、短期大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るという内部質保証を重点評価項目として設定しました。また、「学習成果」を獲得させるための、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針について、一貫性・整合性があるものとして策定され、具体化されているかについての評価も取り入れました。さらに、自己点検・評価の過程において高等学校等の関係者の意見を取り入れているかについての評価も行うようにしました。なお、第2評価期間における選択的評価基準(「教養教育の取り組みについて」、「職業教育の取り組みについて」及び「地域貢献の取り組みについて」)については、全ての短期大学において</p>

短期大学認証評価要綱 新旧対照表

No.	新	旧
	す。	<u>積極的な取り組みが求められることから、これらは 4 基準の中に取り入れることにしました。これらにより、各短期大学の特色ある教育のより一層の向上・充実に資する評価に努めます。</u>
6	4. 認証評価の特色 (1) (略)	4. 認証評価の特色 (1) (略)
7	(2) ピア・レビュー ピア・レビューの元来の意味は、同じ専門性に立つ者同士が互いに支援しあう意図に基づいて、評価を行うものであり、評価員に求められる資質は、専門性、判断力、協調性、見識、公平性、奉仕の精神です。本協会のピア・レビューは短期大学の評価ができる資質を持ち得た者、すなわち短期大学教育に精通した者による評価を行うことであり、そのため評価員には、こうした資質を持った理事長・学長、教授陣、運営・経営担当の事務職員のほか、学識経験者等が選任されます。 ピア・レビューは、評価員による自己点検・評価報告書の書面調査や訪問調査をはじめ、評価委員会、理事会において実施されます。 また、本協会は、短期大学評価基準に基づく適切なピア・レビューを実施するため、評価員を対象にした研修等を実施します。	(2) ピア・レビュー ピア・レビューの元来の意味は、同じ専門性に立つ者同士が互いに支援しあう意図に基づいて、評価を行うものであり、評価員に求められる資質は、専門性、判断力、協調性、見識、公平性、奉仕の精神です。本協会のピア・レビューは短期大学の評価ができる資質を持ち得た者、すなわち短期大学教育に精通した者による評価を行うことであり、そのため評価員には、こうした資質を持った <u>短期大学の</u> 理事長・学長、教授陣、運営・経営担当の事務職員のほか、学識経験者等が選任されます。 ピア・レビューは、評価員による自己点検・評価報告書の書面調査や訪問調査をはじめ、評価委員会、理事会において実施されます。 また、本協会は、短期大学評価基準に基づく適切なピア・レビューを実施するため、評価員を対象にした研修等を実施します。
8	(3) ～ (4) (略)	(3) ～ (4) (略)
9	5. 認証評価の実施体制 (1) ～ (2) (略)	5. 認証評価の実施体制 (1) ～ (2) (略)
10	6. 認証評価の実施方法 (1) ～ (2) (略)	6. 認証評価の実施方法 (1) ～ (2) (略)
11	(3) 評価チームによる基準別評価 ①～② 略	(3) 評価チームによる基準別評価 ①～② 略

短期大学認証評価要綱 新旧対照表

No.	新	旧
	③ 評価チームは、訪問調査終了後、基準別評価を記載した基準別評価票を作成し、期日までに評価委員会へ提出します。	③ 評価チームは、訪問調査終了後、定められた様式により、基準別評価を記載した基準別評価票を作成し、期日までに評価委員会へ提出します。
12	<p>(4) 評価委員会による機関別評価</p> <p>① (略)</p> <p>② 評価委員会における機関別評価案の作成 評価委員会においては、分科会が作成した機関別評価原案に基づいて審議し、機関別評価案を作成します。 評価は、当該短期大学の教育活動等の状況について「適格」又は「不適格」と判定します。</p> <p>i 4基準に照らして全てが合である場合は、「適格」とします。</p> <p>ii 4基準に照らしてその<u>一つ以上に否</u>がある場合は、「不適格」とします。</p> <p>iii 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反等がある場合は、「不適格」とします。</p> <p>iv 「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見（以下「改善意見」という。）を付すことがあります。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(4) 評価委員会による機関別評価</p> <p>① (略)</p> <p>② 評価委員会における機関別評価案の作成 評価委員会においては、分科会が作成した機関別評価原案に基づいて審議し、機関別評価案を作成します。 評価は、当該短期大学の教育活動等の状況について「適格」又は「不適格」と判定します。</p> <p>i 4基準に照らして全てが合である場合は、「適格」とします。</p> <p>ii 4基準に照らしてその<u>一部又は全てが否</u>である場合は、「不適格」とします。</p> <p>iii 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反等がある場合は、「不適格」とします。</p> <p>iv 「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見（以下「改善意見」という。）を付すことがあります。</p> <p>③ (略)</p>
13	(5) ～ (7) (略)	(5) ～ (7) (略)
14	7. 異議申立て及び意見申立ての機会 (略)	7. 異議申立て及び意見申立ての機会 (略)
15	8. 認証評価結果の公表 (略)	8. 認証評価結果の公表 (略)
16	<p>9. 認証評価の申込み及びスケジュール等</p> <p>① (略)</p> <p>② 評価の申請は毎年度 1 回とし、評価を希望する短期大学は前年度の指定した期日までに本協会に申し込みます。本協会では<u>申し込みのあった</u></p>	<p>9. 認証評価の申込み及びスケジュール等</p> <p>① (略)</p> <p>② 評価の申請は毎年度 1 回とし、評価を希望する短期大学は前年度の指定した期日までに本協会に申し込みます。本協会では<u>申し込まれた短期</u></p>

短期大学認証評価要綱 新旧対照表

No.	新	旧
	<p>短期大学全てについて、申込みの翌年度に評価を実施することとしていますが、評価の実施が困難な場合には、申込み短期大学と調整します。</p> <p>③～④ (略)</p>	<p>大学全てについて、申込みの翌年度に評価を実施することとしていますが、評価の実施が困難な場合には、申込み短期大学と調整します。</p> <p>③～④ (略)</p>
17	<p>10. 適格に改善意見を付された場合の取扱い</p> <p>(略)</p>	<p>10. 適格に改善意見を付された場合の取扱い</p> <p>(略)</p>
18	<p>11. 再評価</p> <p>(略)</p>	<p>11. 再評価</p> <p>(略)</p>
19	<p>12. 認証評価結果の再判定</p> <p>(略)</p>	<p>12. 認証評価結果の再判定</p> <p>(略)</p>
20	<p>13. 認証評価システムの改善</p> <p>(略)</p>	<p>13. 認証評価システムの改善</p> <p>(略)</p>
21	<p>14. 認証評価に係る手数料の額等</p> <p>(略)</p>	<p>14. 認証評価に係る手数料の額等</p> <p>(略)</p>
22	<p>15. 認証評価システムの公表の方法</p> <p>学校教育法施行規則第 169 条第 1 項に定められている①名称及び事務所の所在地、②役員の名、③評価の対象、④大学評価基準及び評価方法、⑤評価の実施体制、⑥評価の結果の公表の方法、⑦評価の周期、⑧評価に係る手数料の額は、本要綱等に明記し、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。</p>	<p>15. 認証評価システムの公表の方法</p> <p>学校教育法施行規則第 169 条第 1 項に定められている①名称及び事務所の所在地、②役員の名、③評価の対象、④大学評価基準及び評価方法、⑤評価の実施体制、⑥評価結果の公表の方法、⑦評価の周期、⑧評価に係る手数料の額は、本要綱等に明記し、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。</p>
23	<p>おわりに</p> <p>(削除)</p>	<p>おわりに</p> <p><u>平成 8 年から短期大学間で自主的に始めた「短期大学間相互評価」において培ってきた「自覚と責任と知性の協働」の精神を受け継ぎながら、第 3 評価期間においては、各短期大学が教育研究の質の確保・向上に資する内部質保証の体制の構築や継続的な運営等の充実が一層図られていくよう評価基準を見直しました。見直しに当たっては、ピア・レビューの精神を再確認するとともに、会員校、評価員、ALO の意見や要望、本協会に蓄積された評価の経験をはじめ、高等教育の質保証を中心とした国の政策動向も十分に踏まえたも</u></p>

短期大学認証評価要綱 新旧対照表

No.	新	旧
	<p>今後、ますます短期大学は厳しい状況に置かれ、それを克服するためには、一層の自らの努力によって向上・充実に向かうこと以外にありません。本協会の認証評価がそうした機会を更に拡充させ、我が国の短期大学教育の一層の振興に寄与することを切に祈る次第です。</p>	<p><u>のとしました。</u></p> <p>今後、ますます短期大学は厳しい状況に置かれ、それを克服するためには、一層の自らの努力によって向上・充実に向かうこと以外にありません。本協会の認証評価がそうした機会を更に拡充させ、我が国の短期大学教育の一層の振興に寄与することを切に祈る次第です。</p>